

ブラックバイト？

成人式おめでとうございます。学生をしている皆さんも多いことと思いますが、あなたの働いているアルバイト先はブラック化していませんか。2015年には「高校生ユニオン」ができて、ブラックアルバイトで働いている若者が声を上げて、会社に改善を求める行動に踏み出しています。

高校生ユニオンの要請を受けて厚生労働大臣は、2015年中に高校生のアルバイトの実態調査を始めることや事業主に対し、高校生を雇う際の労働基準法に基づいた啓発冊子の作成配布、高校生向けの「ブラックバイト」対策冊子の作成配布を約束しました。

ブラックバイト対策は「記録と保管」です。求人広告、求人票などのコピー、給与明細や労働時間が記載されている出勤台帳やタイムカードをスマホのカメラで撮影して残すことが後で役に立ちます。

ノルマのあるバイト

コンビニやスーパーなど小売業のアルバイトで多く見られる事例。恵方巻きやクリスマスケーキなど季節ものの商品や予約が必要な商品の販売数のノルマをアルバイト店員にも課して、売れなければ買い上げが求められる。

当然違法で、ノルマは義務ではありません。



拘束時間が給料出ない

学習塾等のケースで、授業の後も採点等で2時間くらい拘束されますが、賃金は授業単位でしか支払わないという賃金体系になっています。勤務時間はいつ始まって、いつ終わるかは大きな問題で、拘束時間は当然給料の対象になり



ます。それをごまかすのは法例違反です。

シフトに融通きかない

従業員を最低人数で回しているカフェなどでは、勝手にシフトを増やされたり、変更されたという事例があります。

学生は学業優先が当たり前で、シフトを増やされて授業の単位を落としてしまうなどということがあってはなりません。

自分の要望に基づくシフトのルールは採用時に決めるべきです。



バイトやめられない

あまりもひどい職場でやめたいと申し出た学生に、「君が辞めれば求人広告を出さなきゃいけない。代わりを見つけるか迷惑料として広告料を払え」と数万円から数百万円の請求があったという話があります。



当然、法的にも迷惑料を払う義務はありません。

***まずはお気軽にお電話ください！！**

***お気軽にご相談ください**

茨城労連

働く者の相談センター

029-292-6695